



- 車両制限令遵守のお願い
- ETCコーポレートカードご利用の方へ
- 求人アシストとPC廃棄のご紹介
- 組合総代会開催ご報告

車両制限令遵守のお願い

道路会社6社では、車両制限令違反に対し統一的な運用が進められ、違反車両への徹底した取締りのみならず、4月1日からの新制度では、車両制限令違反者に対しこれまで以上に厳しい割引停止措置等が課せられることになりました。今後は軽微な違反でも違反点数が課され、単なる警告では済まされなくなります。また組合員様の違反が発生した場合、一部の方の違反走行によって組合全体で割引停止等の罰則を受けることとなります。組合員様におかれましては、車両制限令の内容を今一度ご確認いただき法令の遵守と安全走行の徹底を何卒宜しくお願ひいたします。

車両制限令に定められた制限値の役割

道路法及び車両制限令においては、道路の構造を保全し、交通上の危険を防止する為、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を定めています。制限値を超過した車両の通行は、道路に大きな損傷を与えたり、重大な事故を招く危険性があります。

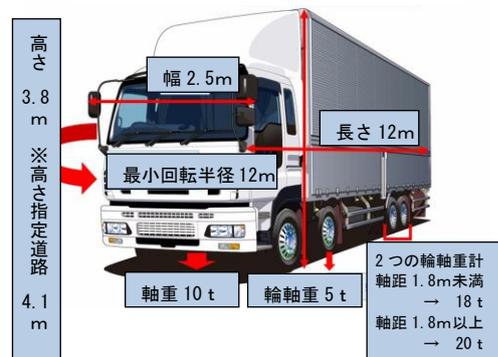
制限値を超過する車両の通行は？

車両制限令の制限値を超える車両の通行は「特殊車両通行許可」が必要となります。オンライン申請詳細は下記のWEBサイトへ。

特殊車両通行許可オンライン申請

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

＜車両制限令に定められた制限値＞



ETCコーポレートカードご利用の方へ

■利用のないコーポレートカードはございませんか？

平成29年4月1日時点で発行されているコーポレートカード（緑色）は、ご利用の有無にかかわらず1枚につき617円の年間手数料が道路会社より請求されます。これにつきましては4月利用請求書にて請求させていただきますので、ご利用のないカードをお持ちの場合は、下記の期日までに組合事務局にご返却いただきますようお願いいたします。

＜返却期限＞ 平成29年3月24日必着

※Cカード（水色）の年間手数料はかかりません。



■ETC2.0車載器10%拡充割引について

月に1回以上割引対象路線をETC無線走行いただきますと同月内の割引対象路線すべての走行に対して、車両単位割引の10%拡充措置が適用となります。

■ETC2.0車載器助成キャンペーン終了時期について

昨年より45万台限定で行われていたETC2.0車載器購入助成キャンペーンが3月末で終了するとの発表がITS-TEAと道路会社よりございました。下記の期日までに組合へご申請いただいた分については助成対象となります。車載器を変更された場合は、車両情報変更届を忘れずに組合までご提出ください。

＜申請期限＞ 平成29年3月30日必着

経費削減メニュー 企業のミカタより

求人アシストとPC廃棄のご紹介

求人アシスト「エン転職」を使って効率の良い中途採用を進めてみませんか？また、PC廃棄は古いパソコンのリユース買取システムです。データ消去は世界基準に準拠していますので安心して処分ができます。

今回はこの2点の経費削減メニューを別紙にてご紹介しますので是非ご覧ください。

組合総代会開催ご報告

3月11日ホテル日航奈良にて第27期組合総代会が開催されました。平成28年度も組合員の皆様方には組合事業へご協力を頂きましたことを心より御礼申し上げます。今年度も何卒宜しくお願ひ申し上げます。

ヤマトデータベース協同組合 [奈良市二条大路南2丁目1-13 日吉ビル5F]

Tel[0742-35-6330] Fax[0742-35-6331] E-mail[jimu@yamato-db.com] Web[www.yamato-db.com]

組合員専用ホームページアドレス [www.yamato-db.com/member/]